第明治三十五種郵便物認可

⑯　運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

①施設費の明細

（単位：円）

区　分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
施設整備費補助金	1,802,959,500	0	1,802,959,500	0	
合　計	1,802,959,500	0	1,802,959,500	0	

②補助金等の明細

（単位：円）

区　分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘要
		建設仮勘定補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
文化芸術振興費補助金	4,924,016,877	0	0	0	0	4,924,016,877	
合　計	4,924,016,877	0	0	0	0	4,924,016,877	

③長期預り補助金等の明細

該当事項がないため、記載を省略しております。

⑰　役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	(1,160) 76,378	(1) 5	(0) 14,340	(0) 3
職　員	(17,353) 2,220,667	(17) 306	(0) 242,877	(0) 14
合　計	(18,513) 2,297,045	(18) 311	(0) 257,217	(0) 17

(注)

1．役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

⑴　役員報酬

役員に対する給与については、「独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程」に基づき支給しております。

常勤役員の本給月額は、次の通りであります。(平成22年３月31日現在)

理事長　月額　944,000円

理　事　月額　782,000円

監　事　月額　707,000円

⑵　退職手当

役員に対する退職手当については、「独立行政法人日本芸術文化振興会役員退職手当規程」に基づき、業績等を勘案して支給しております。

2．職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

⑴　職員給与

職員に対する給与については、「独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程」に基づき算定するほか、一般職給与法の適用を受けるものに準じて支給しております。

⑵　退職手当

職員に対する退職手当については、「独立行政法人日本芸術文化振興会職員退職手当規程」に基づき、勤続期間、成績等を勘案して支給しております。

3．報酬又は給与の支給人員数は、平成21年４月１日から平成22年３月31日までの間の平均支給人員数であります。

この中には、独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程第31条に定める事務員12人が含まれております。

4．（　）は、非常勤の役職員に対するもので、外数であります。

5．損益計算書の人件費には、上記のほか福利費、アルバイト職員等の賃金が含まれており、その支給額は393,459千円であります。

⑱－１　文部科学省令第五十二号第十五条の経理方法の区分によるセグメント情報

①第一号関係（基金区分）

（単位：円）

貸　借　対　照　表

（平成22年３月31日現在）

（基金区分）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		3,317,101,196	
有価証券		3,309,733,313	
未収金	9,680,000		
貸倒引当金	△　330,000	9,350,000	
未収収益		268,291,879	
その他の流動資産		31,566	
流動資産合計			6,904,507,954
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
構築物	127,555		
減価償却累計額	△　123,727	3,828	
工具器具備品	39,755,174		
減価償却累計額	△　9,171,812	30,583,362	
有形固定資産合計		30,587,190	
2　投資その他の資産			
投資有価証券		54,166,815,961	
長期性預金		7,500,000,000	